

名刑発第2390号

臨時報告第10号様式

令和3年5月10日

矯正局長

殿

名古屋矯正管区長

名古屋刑務所長

自殺（既遂）事故報告（刑事施設）

事 故 の 概 況	1 令和3年3月30日（火）午前2時49分頃、[REDACTED]勤務中の法務事務官看守部長[REDACTED]（以下「[REDACTED]看守部長」という。）が、同舎[REDACTED]（[REDACTED]単独室）を視察したところ、懲役受刑者[REDACTED]（以下「事故者」という。）が、[REDACTED]
	[REDACTED]ことから、直ちに非常ベル通報した。

事故者を同居室内中央付近に移動させて仰がさせ、同時55分、[REDACTED]看守部長が事故者にAEDを装着して使用したところ、「ショックは不要です。」とのアナウンスが流れたことから、同時刻、医務当直准看護師[REDACTED]（以下「[REDACTED]准看護師」という。）が事故者に心臓マッサージを開始した。その後、同時6分、事故者に対する心臓マッサージを継続しながら、事故者をストレッチャーに乗せ医務部処置室に搬送した。

なお、同日午前3時、[REDACTED]准看護師は、橈骨付近で事故者の脈拍を確認して

	いる。
3	同日午前3時、[ ] 看守部長が 119番通報したところ、同時16分、救急隊3名が同処置室に到着したことから、救急隊員へ処置を引き継ぎ、同時30分、救急車が [ ] に向けて出発した。
4	同時42分、当所医師が、事故者を [ ] し、同時56分、同病院医師により事故者の死亡が確認された。
	なお、同日午前2時34分頃、同室内において、事故者が [ ] のを [ ] 看守部長が確認している。
1 事 故 の 状 況	発 生 年 月 日 1 令和3年3月30日(火) 2 発 見 時 刻 2 午前2時49分頃 3 場 所 3 当所 4 方 法 4 ランニングシャツ2枚を重ねて輪状にしたもの を便所の配管上部に結束し、ねじってできた輪の 中に首を入れた上、[ ] [ ] い首したもの 5 経 緯 5 経緯 (1) 令和3年3月30日(火) 午前2時34分頃、 [ ] 勤務中の [ ] 看守部長が、同舎 [ ] [ ] を視察したところ、事故者が [ ] のを確 認した。 (2) 同時49分頃、同職員が同室を視察したとこ ろ、事故者が [ ] [ ] [ ] ことから、自殺を企図して いると思料し、非常ベル通報した。

		<p>(3) 同通報を受けて、[REDACTED] 看守長他数名の職員が同室に急行し、[REDACTED] 看守長が同室を開扉した後、前記「事故の概況」記載のとおり、[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] 看守部長及び [REDACTED] [REDACTED] 看守が事故者を同居室内中央付近に仰がさせ、同時5分、[REDACTED] 看守部長が事故者にAEDを装着して使用したところ、[REDACTED] [REDACTED] 同時 刻、[REDACTED] 准看護師が事故者的心臓マッサージを開始した。</p> <p>(4) 同日午前3時零分、[REDACTED] 看守部長が119番通報するとともに、同時6分、臨場していた職員が事故者を医務部処置室に搬送した。</p> <p>(5) 同時16分、救急隊3名が同処置室前に到着し、同救急隊に状況を説明した上で処置を引き継ぎ、同时30分、救急車が[REDACTED] [REDACTED] に出発した。</p> <p>(6) 同時42分、当所医師が事故者を[REDACTED] [REDACTED] とした。</p> <p>(7) 同時56分、同病院医師により事故者の死亡が確認された。 なお、直接死因は[REDACTED] [REDACTED] であった。</p> <p>(8) 事故者の死亡について、[REDACTED] 看守長が、同日午前4時4分、愛知県警察豊田警察署に、同時8分、名古屋地方検察庁に、それぞれ通報した。</p> <p>(9) 同日午前10時47分から同11時1分までの間、同検察庁岡崎支部検事[REDACTED] (以下「[REDACTED]</p>
--	--	---

		<p>「検事」という。) 他1名及び愛知県警察本部検視官他4名が来所し, [REDACTED] の現場検証を実施した。</p> <p>(10) [REDACTED]  [REDACTED]までの間, [REDACTED]において, 名古屋地方検察庁の [REDACTED] 検事により司法検視が実施された。検視には, 同検察庁 [REDACTED] 檢察事務官, 愛知県警察本部刑事課 [REDACTED] 検視官他1名及び豊田警察署刑事課 [REDACTED] 警部補他1名が立会した。</p> <p>その後, 同検察庁岡崎支部 [REDACTED] 統括捜査官から [REDACTED] 旨の告知があった。</p> <p>(11) [REDACTED]  [REDACTED]において, 本職が行政検視を実施し, 同行政検視の結果, 事故者に犯罪性が疑われる痕跡は認められなかった。</p> <p>(12) 同日午後2時20分から同時40分までの間, 警備係職員が事故者が収容されていた居室の検査を実施したところ, [REDACTED]</p>
	6 使　用　器　具	6 [REDACTED] ランニングシャツ2枚
	7 逮捕制圧等の状況	7 該当事項なし
	8 事故による犯罪	8 該当事項なし
	9 そ　の　他	9 該当事項なし
事故者	1 事故者の種別	1 自殺者(既遂)
	2 身　　分	2 懲役受刑者
	3 氏　　名	3 [REDACTED]
	4 生　年　月　日	4 [REDACTED]
	5 罪名又は事件名	5 [REDACTED]

	6 刑名・刑期 7 刑の起算日又は入所日 8 刑の終了日 9 犯 数 10 制限区分及び優遇区分 11 所内における行状 12 本 籍 13 住 所 14 要注意者等の指定の有無 15 そ の 他	6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 該当事項なし
職員の状況	1 配置及び勤務状況  2 監督方法  3 職責処理の状況	1 当所  被収容者の就寝時間中は、 の職員が各階をおおむね 20 分に 1 回の頻度で巡回勤務していた。 2 事故当時は、夜間勤務体制となっており、監督当直者及び副看守長監督当直者を各 1 名配置していた他、夜勤監督者が、適宜、監督巡回を実施していた。 3 該当事項なし。
事態収拾の措置	1 職員の非常招集 2 非常配置箇所数、時間及び人員 3 管区機動警備隊出動の有無 4 警察官署への依頼	1 該当事項なし 2 該当事項なし 3 該当事項なし 4 該当事項なし

事 故 の 原 因 ・ 動 機	1 事故者の動機	1 [REDACTED]
	2 施設側の欠陥	2 該当事項なし。
事 故 者 に 対 す る 措 置	1 懲 罰	1 該当事項なし
	2 事 件 送 致	2 該当事項なし
改 善 事 項	1 改 善 し た 事 項	<p>1 改善した事項</p> <p>(1) 令和3年4月21日付けて処遇首席指示第39号「[REDACTED]」について」を発出し、綿密な動静視察に資するため、[REDACTED]にようにした。</p> <p>[REDACTED]</p> <p>(2) 令和3年4月22日から同月25日までの間、昼夜間勤務に就く職員を対象に、自殺事故防止に係る被収容者の動静視察時の着眼点についての研修教材「目で見る研修～巡回視察編～」を</p>

	2 改善すべき事項	作成し、研修対象者の視覚に訴える研修を実施した。 2 再発防止のためには、継続して注意喚起が必要であるため、本件や矯正局警備対策室作成の保安業務特殊事例集を活用し、自殺事故防止に係る職務研究会を定期的に行う必要がある。
その他の参考事項	1 遺族への連絡等	1 [REDACTED]
	2 報道機関による取材等	2 令和3年3月30日、本件事故について公表したところ、報道機関5社（NHK、朝日新聞社、読売新聞社、共同通信社及び中日新聞社）から問い合わせがあり、新聞報道が3件（中日新聞、朝日新聞及び読売新聞、いずれも同年4月1日（木）朝刊）あり、テレビ報道、インターネット記事は確認できなかった。